

オーダーメイド研修

企業が抱える様々な課題の解決に向けた研修メニューを、

ご希望に合わせて提案・提供します。

研修テーマ例



階層別研修
(管理職、中堅・若手社員など)



営業力向上研修



コミュニケーション研修



ビジネスマナー研修



情報セキュリティ研修



個人情報保護研修



メンタルヘルス研修



ハラスメント研修



IT に関する研修



BCP 研修



ISO (9001、14001)
内部監査員養成研修



ISO (9001、14001)
取得コンサルティング

対象企業

都内に所在する中小企業等
※詳細は裏面をご覧ください。

申込受付期間

4月から12月まで
(講師の派遣は4月から翌年2月までです。)

利用料金

通常の研修

講師派遣料 (1時間あたり 25,000 円～) + 消費税 + 事務手数料 (講師派遣料 10%) + 講師交通費実費
※ただし、講師派遣料は最低 50,000 円からとなります。

ISO内部監査員養成研修：1回 7時間程度

講師派遣料 (1回あたり 100,000 円) + 消費税 +
事務手数料 (講師派遣料 10%) + 講師交通費実費

ISO取得コンサルティング：1回 2～3時間

講師派遣料 (1回あたり 50,000 円) + 消費税 +
事務手数料 (講師派遣料 10%) + 講師交通費実費

事業の流れは裏面をご覧ください。▶▶

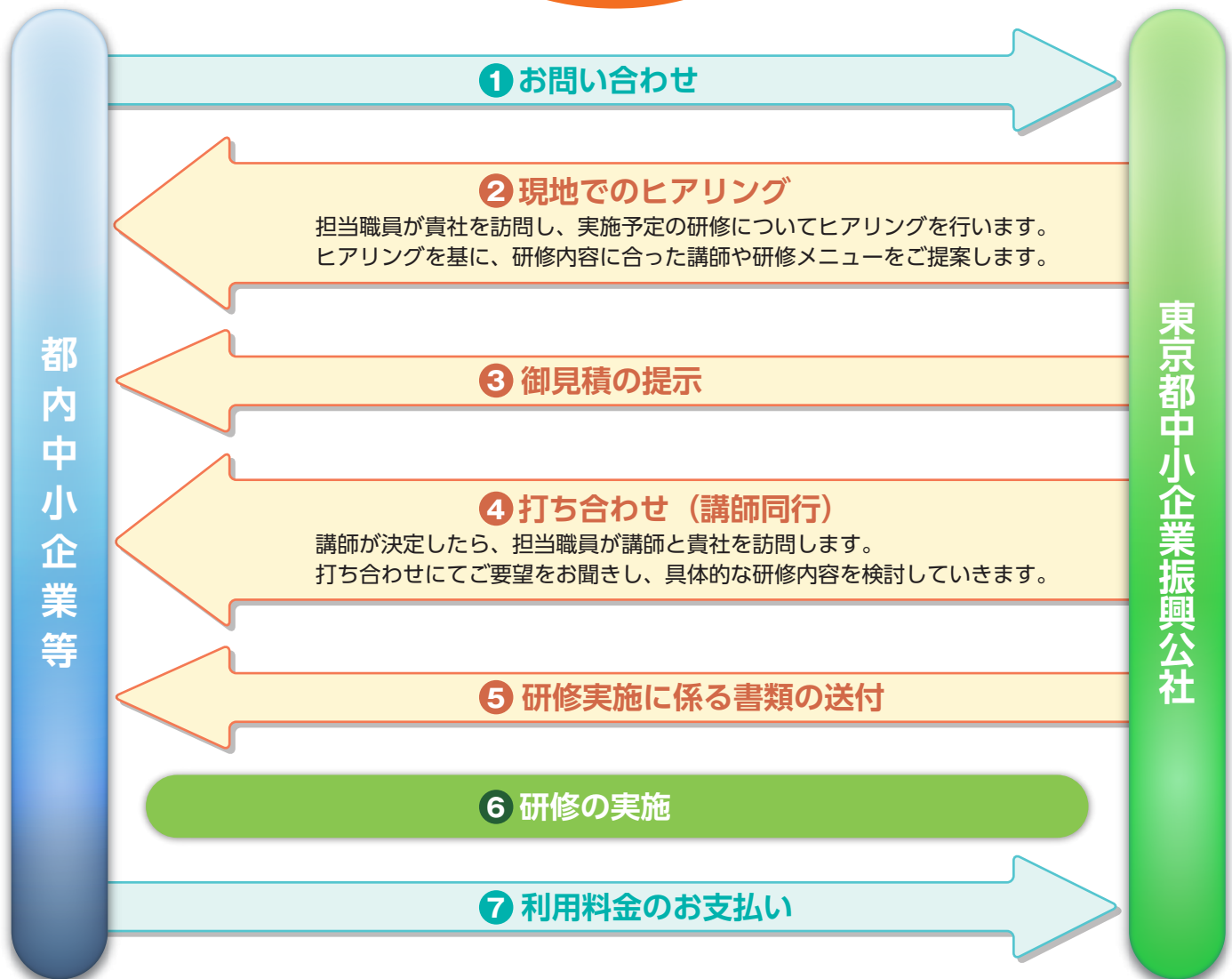
お問い合わせ先



東京都中小企業振興公社

総合支援部企業人材支援課 電話 03-3251-7904
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9
東京都産業労働局秋葉原庁舎2階

事業の流れ



対象となる中小企業等

区 分	対 象
中小企業	中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条において規定される中小企業
組 合 等	(1) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定されている中小企業団体 (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定されている法人 (3) その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接または間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業であるもの (4) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された財団法人及び社団法人 (5) 共同出資会社（商法の規定に基づく合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社法の規定に基づく有限会社で、3名以上の中小企業が出資する中小企業であって、その総出資額の3分の2以上を中小企業が出資し、かつ、構成員たる中小企業の利益となる事業をその目的とするもの） (6) 任意グループ（構成員のうち、中小企業が3分の2以上を占め、中小企業の利益となる事業を行うもの）

上記に該当する場合でも、みなし大企業の要件（以下の要件）に当てはまる場合は、対象となりません。

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

ビジネスチャンス・ナビ2020

～東京2020大会等を契機とする
ビジネスチャンスはこのサイトから～

ビジネスチャンスナビ
 で検索!